

令和5年 第3回 鏡野町農業委員会議事録

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|-----------|--|-----------|
| 招集年月日 | 令和5年3月10日(金) | | | | | | | | | | |
| 招集場所 | 鏡野町役場 3階 特別会議室 | | | | | | | | | | |
| 開議 | 午前11時00分～午前11時25分 | | | | | | | | | | |
| 応招委員 | <table border="0"> <tr> <td>1番 小椋 清美</td> <td>7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td>3番 難波 基訓</td> <td>8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td> <td>9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td>6番 河中 司</td> <td>10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11番 竹下 桂輔</td> </tr> </table> | 1番 小椋 清美 | 7番 田淵 智之 | 3番 難波 基訓 | 8番 北山 政士 | 4番 柳井 正信 | 9番 近藤 克己 | 6番 河中 司 | 10番 川口 肇司 | | 11番 竹下 桂輔 |
| 1番 小椋 清美 | 7番 田淵 智之 | | | | | | | | | | |
| 3番 難波 基訓 | 8番 北山 政士 | | | | | | | | | | |
| 4番 柳井 正信 | 9番 近藤 克己 | | | | | | | | | | |
| 6番 河中 司 | 10番 川口 肇司 | | | | | | | | | | |
| | 11番 竹下 桂輔 | | | | | | | | | | |
| 不応招委員 | 5番 正影 博一 | | | | | | | | | | |
| 出席委員数 | 9名 | | | | | | | | | | |
| 欠席委員数 | 1名 | | | | | | | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職、氏名 | 事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任) | | | | | | | | | | |

| 議事日程 | 審議事項 |
|------------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による解約について |
| 日程第4 | 報告第5号 農地法第5条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて |
| 日程第5 | 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第12号 非農地証明願について |
| 日程第7 | 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第9 | その他 |
| 委員提出議案の提出 | — |
| 会議録署名委員の指名 | 6番 河中 司 9番 近藤 克己 |

議事の経過

| 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
|---------|--|
| 会長 川口 | <p>ただいまの出席委員は、10名のうち9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、6番 河中 司 委員、9番 近藤 克己 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>「はい。」</p> |
| 会長 川口 | <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の16番から33番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p> |
| 事務局長 小椋 | <p>令和5年第3回3月農業委員会議案2ページをご覧ください。</p> <p>報告、第4号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号16 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 535㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号17 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 945㎡、計2筆、4, 451㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号18 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 185㎡、他計5筆、6, 222㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号19 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 120㎡、他計4筆、3, 367㎡、合意解約によるものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>番号20 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、533㎡、他計2筆、2, 365㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号21 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 208㎡、他計3筆、4, 409㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号22 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、737㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号23 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、255㎡、他計2筆、688㎡、合意解約によるものです。</p> |

番号24 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 894㎡、合意解約によるものです。

4ページをご覧ください。

番号25 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 196㎡、他計2筆、2, 454㎡、合意解約によるものです。

番号26 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 088㎡、合意解約によるものです。

番号27 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 166㎡、他計3筆、5, 589㎡、合意解約によるものです。

番号28 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、畑、562㎡、他計3筆、3, 397㎡、合意解約によるものです。

番号29 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 005㎡、他計2筆、2, 857㎡、合意解約によるものです。

5ページをご覧ください。

番号30 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 193㎡、他計2筆、2, 718㎡、合意解約によるものです。

番号31 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 579㎡、合意解約によるものです。

番号32 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 579㎡、合意解約によるものです。

番号33 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 974㎡、他計2筆、3, 601㎡、合意解約によるものです。

以上、18件です。

会長 川口

日程第4、報告第5号、農地法第5条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて、この報告の2番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案6ページをご覧ください。

報告第6号、農地法第5条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて、でございます。

番号2、使用借人、●●、使用貸人、●●、土地の所在、●●、田、193㎡、取り止めの理由は、土地を使用貸借し、住宅建築する計画としていたが、借入手続きで貸人の祖父に負担がかかることになったため、計画を取り止め、新たに贈与による所有権移転に係る許可の取り直しを行うこととしたため。

昨年11月29日、許可済みでございましたが、本日5条で新たに申請するものでございます、以上です。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第5 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の8番から12番までの案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案7ページをお開きください。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号8 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、畑、288㎡、譲受人の耕作面積は、4,588㎡、通作距離は0.1km。大型農機具として、トラクター1台、贈与によるものです。

番号9 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、畑、224㎡、他計3筆、1,134㎡、譲受人の耕作面積は、11,060㎡、通作距離は0.1km。大型農機具として、トラクター1台、田植機1台、贈与によるものです。

番号10 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、田、1,193㎡、他計2筆、2,718㎡、譲受人の耕作面積は、144,792㎡、通作距離は0.1km。大型農機具として、トラクター7台、田植機3台、コンバイン1台、売買によるものです。

8ページをご覧ください。

番号11 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、田、757㎡、他計2筆、1,007㎡、譲受人の耕作面積は、8,301㎡、通作距離は0.4km。大型農機具として、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、交換によるものです。

番号12 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、畑、190㎡、譲受人の耕作面積は、6,010㎡、通作距離は10.0km。交換によるものです。

以上5件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について、追加説明を許します。

(発言なし)

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。

| | |
|---------|---|
| 委員 | 「はい。」 |
| 会長 川口 | <p>異議なしと認めます。よって議案11号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第12号、非農地証明願について、この議案の9番から13番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> |
| 事務局長 小椋 | <p>議案9ページをご覧ください。</p> <p>議案第12 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号9 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は825㎡、現況内容は山林で、申請理由は、50年以上前に植林をし、耕作しておらず、農地として使用できないため。</p> <p>番号10 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は577㎡、現況内容は山林、申請理由は、30年前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。</p> <p>番号11 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は186㎡、他計3筆、892㎡、現況内容はいずれも山林で、申請理由は、40年以上前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。</p> <p>議案10ページをご覧ください。</p> <p>番号12 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑および田、面積は938㎡、他、1, 549㎡、現況内容はいずれも現野で、申請理由は、20年以上前から鳥獣被害が絶えず、水も漏れもひどく耕作不適地であったため、耕作しておらず、農地として使用できないため。</p> <p>番号13 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は1, 016㎡、現況内容は現野で、申請理由は、20年前の台風被害の倒木により、耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。</p> <p>以上、5件でございます。</p> <p>さる3月1日、非農地証明事務要領によります現地確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。以上です。</p> |
| 会長 川口 | <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 委員 | 「はい。」 |
| 会長 川口 | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第12号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、この案件の7番から8番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> |
| 事務局長 小椋 | <p>議案11ページをご覧ください。議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号7 使用借人、●●、使用貸人、●●、土地の所在は、●●、田、499㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在、実家で生活しているが、子どもの成長に伴い手狭となり将来の事を考え実家に隣接する農地を祖母から借り受け住宅を建築するもの、期間は永年、施設の概要は、住宅、127.52㎡、資金計画は、備考としまして、第二種農地、●●地区の水利組合の承諾、●●土地改良区の承諾を得られております。</p> <p>番号8 譲受人、●●、譲渡人、●●、こちらの案件は先程の報告第5号の案件ですので、詳細は省略します。</p> <p>以上、2件です。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> |
| 会長 川口 | <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。</p> |
| 北山 委員 | <p>7番の件でございますけれども、農地部会で確認を行って参りました。別に異常なしという事で、承認することに決定しております。それと8番は、以前これは見に行つて、今回の先程の説明があったように、書類上の差し替えという事でございますので問題ないと思っておりますので、以上報告を終わります。</p> |
| 会長 川口 | <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> |

| | |
|---------|---|
| 委員 | 「はい。」 |
| 会長 川口 | <p>異議なしと認めます。よって議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> |
| 事務局長 小椋 | <p>議案14ページをご覧ください。</p> <p>議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>利用権の設定でございます。</p> <p>新規182件、260,956㎡、更新32件、46,041㎡、合計215筆、306,997㎡、以上でございます。</p> |
| 会長 川口 | <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | 「はい。」 |
| 会長 川口 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 その他について、その他議事項はありませんか。</p> |
| 事務局長 小椋 | <p>前回2月の会議で、営農型太陽光発電設備の件が提案されたと思いますが、これについて特に鏡野町農業委員会で詳細を決めたものはありませんでしたので、3月1日に役員会の方で協議を致しまして、お手元にございますでしょうか、鏡野町農業委員会営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方という事で、鏡野町の農業委員会としての考え方というものを定めたいと思います、以上です。</p> |
| 会長 川口 | 距離は示すの |
| 主任 山崎 | 距離の方は条例の中に近隣関係者ということで、そこに数字が50mと |

| | |
|-------|---|
| | 記載して |
| 会長 川口 | 近隣関係者というのは |
| 主任 山崎 | 住人ですね。 |
| 会長 川口 | 土地と建物ね、それなら50mになつたらにやいけんというじゃね、今回 |
| 主任 山崎 | そうですね、これで同意を頂くというふうに、前の太陽光発電の申請の分です。それをこちらでも適用させるということですので、それをこちらでも適用させていただきます。 |
| 会長 川口 | 他、ありませんか。 以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します。 それにご異議ございませんか。 |
| 委員 | 「はい。」 |
| 会長 川口 | 異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第3回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会) |